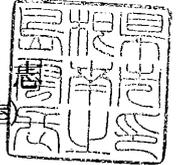


原防第25号
令和8年1月26日

中国電力株式会社
常務執行役員
島根原子力本部長 三村秀行様

雲南市長 石飛厚
(防災部原子力防災対策室)



島根原子力発電所2号機第18回定期事業者検査の実施について

令和8年1月8日付 島原本広第474号により、島根原子力発電所に係る出雲市民、安来市民及び雲南市民の安全確保等に関する協定第7条第1項(4)に基づく連絡があったことについて、安全かつ適切に実施されるよう、下記について申し入れます。

記

1. 定期事業者検査の実施に当たっては、住民の安全確保及び環境の保全を図ることを最優先に、安全かつ遺漏なく実施すること。
2. 作業に伴う被ばくの低減を積極的に進めるとともに、全ての作業従事者の被ばく管理に万全を期すこと。
3. 燃料や放射性廃棄物の取扱いについては、放射線管理を厳重に行い、周辺環境に影響を及ぼさぬよう万全の措置を講じること。
4. 定期事業者検査期間中に行う検査や工事については、作業管理や品質管理に万全を期すとともに、不具合を発見した場合の不適合管理等も適切に行い、遺漏なく確実に実施すること。
5. 過去のトラブルや他の発電所等で発生したトラブル等について、事例教育などによる情報の共有を行い、協力会社も含め万全の管理と安全教育を徹底し、トラブル等発生の予防に努めること。
6. 点検等で異常な傾向が認められた場合には、遅滞なく適切な措置を講ずるとともに、その内容について、速やかに報告すること。
7. 定期事業者検査の実施状況については、市民が理解しやすいように、適宜わかりやすい言葉で適切に情報提供すること。
8. 今回の定期事業者検査中に予定されている40年を超える運転の検討のための特別点検用のデータ採取においては、採取から評価に至るまで適正かつ正確に行うこと。
9. 緊急時に住民の安全確保に大きな責務を有する周辺自治体としての意見等がしっかりと反映されるよう、事前了解権を含む安全協定を締結すること。